



特集「歴史・文化遺産—継承と活用」の編集にあたって

文化遺産と自然遺産の保全の一体化は、国際的にはすでに、1972年の国連人間環境会議（ストックホルム）において共通認識になり、同年のユネスコ総会で世界遺産条約が採択されている。ただし、日本がこの条約の締結国になったのは、その20年後。東西冷戦の終焉を機に地球環境が国際社会の課題になり、地球サミット（リオデジャネイロ）が開催された1992年である。日本は125番目の締結国。当時、「地球環境保全への貢献」を標榜しはじめた日本（政府）が、世界遺産条約を締結していないのは「格好が悪い」ので締結したというのが真相である（ちなみに、無形文化遺産保護条約には2004年に3番目に批准した）。

世界遺産条約締結の理由はどうであれ、日本ではここ数年、世界遺産フィーバーである。数多くのテレビ番組、書籍、旅行パックなどとともに、世界遺産検定なるものも登場している。自治体などは世界遺産の登録にむけた取り組みを競っている。また、世界遺産とはいわないまでも、棚田、里地などの伝統的な地域環境の保全・再生にも関心が高まり、各地でNPOなどの活動が広がっている。さらに、景観保全に関する法制度も充実してきた。一方で、国内でも、世界的にも、遺産条約登録にともなう課題も顕在化している。

こうした世界遺産に直接的、間接的に関連するさまざまな動きを背景に、『環境情報科学』では、今回、はじめて「世界遺産」の特集を組んだ。

特集の編集にあたり、世界遺産条約の登録遺産にとどまらず、まちの景観、棚田などを含め「普通」の文化・自然遺産の保存・継承・活用のあり方まで視野を広めた。また、とくにそれらの保存・継承や活用の基本となるべき「人と自然の共生関係」「共感」、あるいはその背景にある生活・生業といった「文化的景観」の保存・継承の重要性にも焦点をあてた。さらに、遺産登録のための新しい概念や、情報通信技術の活用による遺産の継承などの新しい手法についても扱った。

まず、特別寄稿において、世界遺産条約に登録された世界の遺産の保存、修復などの課題とその対応策が展望されている。

つぎに、総論においては、まず地域における人びとの生活、生業あるいは風土により形成された景観の保護・継承の考え方、世界遺産登録推薦のための新しい概念、歴史・文化遺産の継承にともなうコンフリクトを解消するための理念と手法などが明らかにされている。

また、最近の景観法制・景観紛争をめぐる諸課題、棚田保全の潮流、その施策と課題などが論じられ、さらに、歴史・文化のデジタル・アーカイブの手法と動向、歴史・文化遺産の継承・活用のためのシナリオ・デザイン手法のあり方などが紹介されている。

最後に、世界遺産の継承と活用の事例報告として、屋久島における自然の観光利用と住民生活、白川郷の合掌造り集落の保存と活用の村づくり、琉球王国のグスクと関連遺産群の継承と活用の3つの事例が報告されている。

「ファースト風土」という言葉まで登場している現在、世界遺産フィーバーをきっかけに、歴史・文化に根ざした多様性のある地域環境（＝風土）を再生・継承していきたいものである。本特集が、その一助になれば幸いである。

（編集委員 竹内恒夫）